

Basisとは・・・①税務上の資産の簿価であり、②すでに課税済みの金額であり、③Basisを調整することで資産処分時の課税が調整できる

【Basis考え方のコツ】①「資産の終了」なのか「投資の継続」なのかを取引ごとに要判定。投資の終了の場合は損益認識をするが、投資の継続の場合は損益認識せずBasisを引き継ぐ

②自分が課税主体(国)の立場になって考える(税の原則は公平性。Basisを増やすと税金が減るが、納税者に有利でないか。Basisを減らすと税金が増えるが、納税者に不利でないかという視点で考える)

	取得時	取得後(営業活動中の動き)	同種交換実施、分配、清算、売却
Basis算定ルール + 同種資産の交換 (国内の不動産同士の交換) すぐ交換でなくても45日で確定、180日で取得でもOK	【Basis算定ルール】 ・ Basis=取得原価+関連費用+引受債務 【贈与】 ・ 売却益が出る場合・・・Basis=贈与者のBasisを引き継ぐ ・ 売却損が出る場合・・・Basis=FMV(損失による節税を減らす意図) ・ 売却価格がBasisとFMVの間の場合・・・損益認識せず 【相続】 ・ [原則]Basis=被相続人死亡時のFMV(FMVで遺産税課税済みのため) ・ [代替評価日法]遺産税計算の際、代替評価日法使用の場合は死亡後の6ヵ月後or処分日のいずれか早い方のFMV	なし	【同種交換実施】 [原則]損益認識しない(投資の継続)、取得した資産のBasis=差し出したBasisのまま 【Basis増減】 [+Basis増]利得認識、差出Boot(Cash)、引受債務 [-Basis減]損失認識、受入Boot(Cash)、引受けてもらった債務 【受入Bootありの場合】 実現損益 or Boot(Cash)のいずれか小さい方を利得認識 ※引受けてもらった債務については同種交換上は「受入Boot」とする
Partner ship持分 (パートナーの立場) Form 1065 無限責任+パススルー	【抛出】Basis増 ・ パートナーシップへ資産抛出時は損益認識しない(投資の継続) ・ Basis=抛出したPropertyのBasisを引き継ぐ ・ 他のパートナーに引受けてもらった債務はCash受領=投資回収→basis減。 これにより持分Basisがマイナスとなる場合は、その分利得認識	【損益パススルー】 ・ 所得、非課税所得→Basis増 ・ 損失→Basis減 【負債の増減】 ・ パートナーシップの負債が増える →Basis増(自分が借入して追加抛出したのと同じ) ・ パートナーシップの負債が減る →Basis減(投資回収して自分で借入返済したのと同じ)	【通常分配】 投資回収=Basis減 [原則]パートナーシップからの分配ではパートナーは損益を認識しない →理由：パートナーシップ損益パススルーにてパートナー側で損益認識済みのため ※ただし、分配されたものがCashのみの場合は損益認識あり 【考え方】 ・ 分配された資産はパートナーシップ側のBasisを引き継ぐ(投資の継続) ・ 持分Basisを超える資産の分配の場合→損益認識せず、利益分だけ受領した資産のBasis減 ・ Cash+Property分配の場合はCash→Propertyの順番で受領したと考える 【清算分配】 ・ 分配がcashのみの場合は損益認識(投資の終了) ・ 分配が資産のみの場合は持分Basisを受領した資産Basisに引き継ぐ(投資の継続) ・ Cash+Property分配の場合はCash→Propertyの順番で受領したと考える 【パートナーシップ持分処分】 ・ 原則：資本損益Capital gains or lossesとして扱う ・ 例外：未実現債権・含み益有する棚卸資産がある場合、Ordinary incomeとする
C corporation株式 (株主の立場) Form 1120 有限責任	【出資】Basis増 ・ 持分80%超の場合、原則損益認識しない(投資の継続) ・ 出資時にBoot(cash)受領した場合は実現損益 or Bootのいずれか小さい方を利得認識 ・ 株式会社に引き受けてもらった債務はCash受領=投資回収→basis減。 これにより株式Basisがマイナスとなる場合はその分利得認識 ・ Basis=出資したPropertyのBasis+利得認識-Boot受領(Cash or 株式以外の資産) ※株式会社側のPropertyのBasis=PropertyのBasis+株主利得認識額	なし (有限責任のため株式会社の負う負債増減などは株主に関係なし)	・ 分配された資産の価値は「FMV」で評価する (株式会社側でBasis→FMVへの時価評価して、利得はE&Pで課税済みのため。また別の考え方として、パートナーシップと違い別人格である株式会社から受領しており投資の継続ではないため、とも整理もできる) 【分配原資に応じた株主側の処理】 ・ E&P(利益剰余金)に相当 →配当所得として認識。株式Basisは変化なし(+利得、-投資回収で相殺される) ・ 株式Basisに相当 →投資元本の回収のため不課税。Basis減 ・ 残り →Capital gain
S corporation株式 Form 1120S 有限責任+パススルー	【出資】Basis増 C corp.と同様。有限責任のためS corp.の負債増減は関係なし	【損益パススルー】 パートナーシップと同様 ・ 所得、非課税所得→Basis増 ・ 損失→Basis減 ※per share, per daily rule 期中で加入、脱退の場合は1株・1日あたりのパススルー額を算出 【Debt Basis】 S corp.特有論点。株主からS corp.への貸付金残高のこと。 損失パススルーの場合、まずはStock Basisから減らし、Stock Basisが0になったら次にDebt Basisを減らす。貸付金(投資の一種)が返ってこないリスクをDebt Basisを減らし表現している。 ・ 有限責任のためS corp.の負う負債増減は株主に関係なし	・ 分配された資産の価値は「FMV」で評価する(C corp.と同様) 【分配原資に応じた株主側の処理】 ・ AAA(S corp.時代の利益)に相当 →パススルーで課税済みのため単なる投資の回収。Basis減 ・ E&P(S corp.選択前のC corp.時代の利益)に相当 →配当所得として認識。株式Basisは変化なし(+利得、-投資回収で相殺される) ・ 株式Basisに相当 →投資元本の回収のため不課税。Basis減 ・ 残り →Capital gain